

受付番号

4-3

一般質問通告書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和4年5月26日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員

丸山 康夫

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>町の情報発信の方針は ～戦略的、積極的な広報・宣伝活動を展開して宇美町のブランド力の向上を～</p>	<p>地方自治体にとって、町の方針やイベント情報等をはじめとした情報を住民向けに発信することの重要性は言うまでもなく、全国に向けて町の魅力等を発信し知名度を上げる取り組みは、大変重要視されている。</p> <p>地道だが確かな情報発信を続けていくことで、例えばふるさと納税応援寄付金の増額にも結びつき、移住・定住先の選択にも影響を与えらると思われ。</p> <p>また、先の宇美町議会議員一般選挙では投票率がついに40%を下回り、住民の町政への関心が薄れていることを如実に示したところである。</p> <p>安川町長も地方自治体による情報発信の重要性は十分理解されていると思われるが、就任後の情報発信は、ほとんど進展していないのではないか。ここで改めて町の情報発信に関する方針をお伺いしたい。</p> <p>①町の情報発信体制は。 ②広報うみの編集体制及び方針は。 ③ホームページやSNS（YouTubeチャンネルを含む）を活用した情報発信の方針は。 ④新体制になり町の知名度アップにどう取り組んだのか。 ⑤待機児童ゼロが実現できこれまでの努力が報われたと思うが、情報発信を行ったのか。 ⑥社会教育課では独自のフェイスブックアカウントを持ち、これまで様々な情報発信を行ってきたが、5月からはストップしているが要因は。 ⑦機構改革を行うことも検討されているが、情報発信を加味した機構改革を行うのか。</p>	<p>町長</p>